

雇 用 こうち 2015

労働市場月報(2月分)

平成27年4月号 No. 561



歴史民俗資料館（南国市岡豊町）

〈今月の記事〉

- | | |
|---|--|
| ・ 2月雇用動向 1～9 | ・ 「無料法律相談」のご案内 12 |
| ・ 公正な採用選考をお願いします 10 | ・ 「特定求職者雇用開発助成金」の
支給要件を変更する予定です ... 13～14 |
| ・ 改正次世代育成支援対策推進法が
平成27年4月1日施行 11 | |

高知労働局職業安定部

(高知労働局ホームページ <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)

最近の雇用失業情勢（平成27年2月）

【ポイント】

- 雇用失業情勢は、改善している
- 有効求人倍率は0.82倍で、前月に比べて0.01ポイント低下
- 新規求人数は前年同月比で2か月連続減少
- 新規求職者数は前年同月比で25か月連続減少

1 有効求人倍率

- 県内の有効求人倍率（季節調整値）は0.82倍で、前月の0.83倍から0.01ポイント低下、前年同月の0.81倍から0.01ポイントの上昇となった。
- 正社員有効求人倍率（原数値、パートを除く）は0.45倍で、前月を0.03ポイント下回り、前年同月と同率となった。
- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所1.00倍、須崎所1.04倍、四万十所0.69倍、安芸所0.74倍、いの所0.64倍となった。

2 求人の動き

- 新規求人数は、前年同月比7.4%（403人）減の5,054人となり、2か月連続で前年同月を下回った。
新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では製造業（8.3%増）、サービス業（38.1%増）、公務、その他（23.4%増）などで増加となり、農、林、漁業（36.3%減）、建設業（12.1%減）、運輸業、郵便業（21.8%減）、卸売業、小売業（6.4%減）、宿泊業、飲食サービス業（37.1%減）、生活関連サービス業、娯楽業（6.0%減）、医療、福祉（19.3%減）で減少した。
- パート新規求人を見ると、前年同月比4.5%（102人）減の2,166人で、新規求人全体の42.9%を占めている。
- 有効求人数は、前年同月比4.3%（609人）減の13,396人となり、5か月連続で前年同月を下回った。
- 正社員有効求人数（パートを除く）は4,775人で前年同月比8.7%（454人）減となり、前月比では1.2%（59人）減となった。有効求人全数に占める割合は35.6%で前月から2.3ポイント低下した。

3 求職の動き

- 新規求職者数は、前年同月比5.9%（234人）減の3,734人となり、25か月連続で前年同月を下回った。
このうち、パート求職者は、前年同月比2.2%（20人）増の934人で、新規求職者全体の25.0%を占めている。
パートを含む新規常用求職者数3,721人について態様別に前年同月比で見ると、在職中の者は8.4%減の1,401人、離職者は7.2%減の1,890人、無業者は12.6%増の430人となった。離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は、前年同月比14.8%減の551人、自己都合離職者は前年同月比2.2%減の1,268人となった。
- 有効求職者数は、前年同月比6.5%（1,016人）減の14,687人となり、24か月連続で前年同月を下回った。
- 正社員有効求職者数は、前年同月比8.8%（1,019人）減の10,572人となり、前月比では4.7%（474人）増となった。有効求職全数に占める割合は72.0%で前月から0.3ポイント上昇した。

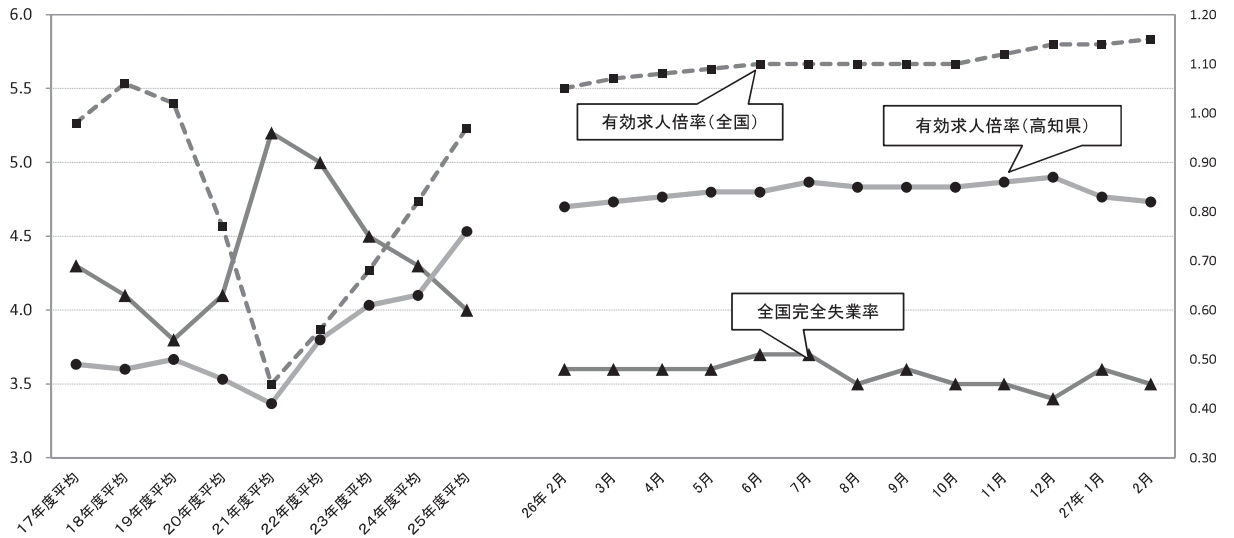
4 就職状況

- 就職件数は、前年同月比9.1%（115件）減の1,150件となり、11か月連続で前年同月を下回った。就職率は30.8%となり、前年同月を1.1ポイント下回った。
就職件数のうちパートは、前年同月比0.6%（2件）増の330件で、就職件数全体の28.7%を占めており、正社員は、前年同月比6.7%（34件）減の471件で、就職件数全体の41.0%を占めている。

有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)

完全失業率(%)

有効求人倍率(倍)



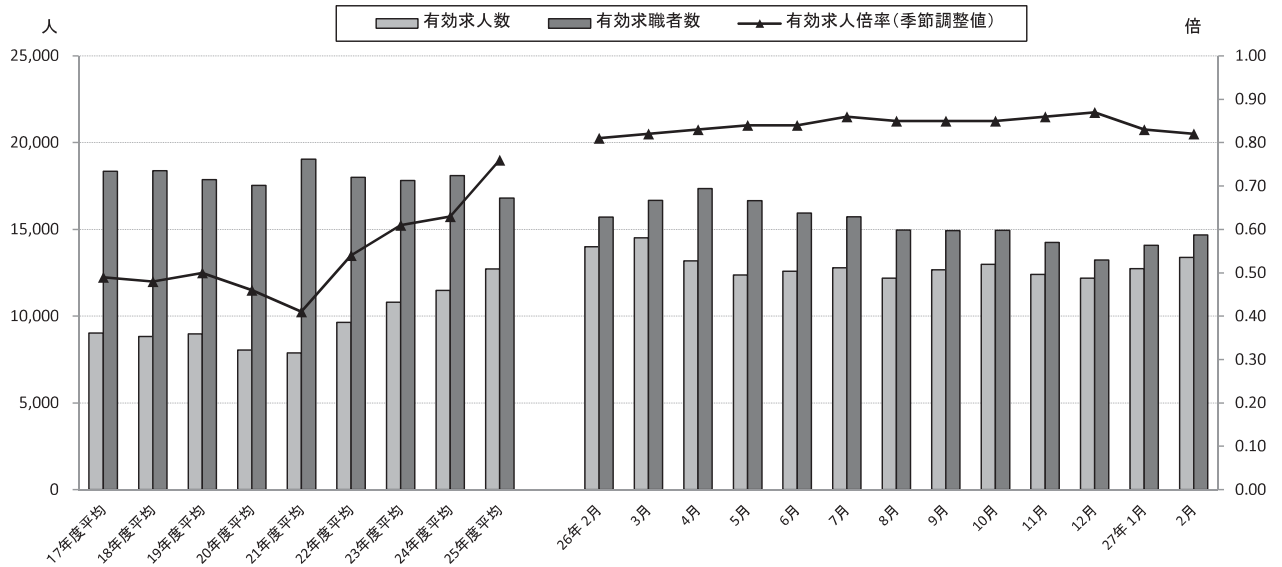
	17年度平均	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	26年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月
有効求人倍率(高知県)	0.49	0.48	0.50	0.46	0.41	0.54	0.61	0.63	0.76	0.81	0.82	0.83	0.84	0.84	0.86	0.85	0.85	0.85	0.86	0.87	0.83	0.82
有効求人倍率(全国)	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.82	0.97	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15
全国完全失業率	4.3	4.1	3.8	4.1	5.2	5.0	4.5	4.3	4.0	3.6	3.6	3.6	3.6	3.7	3.7	3.5	3.6	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5

※ 有効求人倍率の季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成26年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ 完全失業率(平成26年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。)

※ 年度平均は実数値

有効求人数・有効求職者数の推移(実数値)



	17年度平均	18年度平均	19年度平均	20年度平均	21年度平均	22年度平均	23年度平均	24年度平均	25年度平均	26年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月
有効求人数	9,033	8,834	8,971	8,045	7,877	9,647	10,794	11,484	12,729	14,005	14,520	13,195	12,377	12,598	12,790	12,188	12,673	12,987	12,403	12,201	12,745	13,396
有効求職者数	18,340	18,375	17,861	17,538	19,045	18,004	17,815	18,092	16,804	15,703	16,674	17,351	16,654	15,938	15,731	14,967	14,927	14,955	14,252	13,243	14,078	14,687

※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、有効求人倍率の平成26年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

職業紹介状況（学卒を除きパートタイムを含む）

項目 年度・月	A 新規求職申込件数			B 月間有効求職者数			C 新規求人数		D 月間有効求人数		E 就職件数					就職率 (%)	求人倍率 (実数)		求人倍率 (季節調整値)		
	常用	45歳以上		常用	45歳以上		常用		常用		常用	県外	45歳以上	(保)受給者	E/A×100	新規C/A	有効D/B	新規	有効		
平成23年度	52,831	51,793	18,797	213,781	211,291	87,788	53,721	47,035	129,533	116,803	17,308	14,312	1,180	5,285	3,682	32.8	1.02	0.61	-	-	
24	52,027	50,868	19,015	217,098	214,663	90,623	55,467	48,724	137,813	124,694	17,512	14,486	1,163	5,443	3,912	33.7	1.07	0.63	-	-	
25	48,672	47,637	18,088	201,647	199,406	85,465	60,469	52,777	152,748	136,826	17,180	14,345	1,115	5,471	3,825	35.3	1.24	0.76	-	-	
平成26年2月	3,968	3,948	1,436	15,703	15,575	6,509	5,457	4,939	14,005	12,590	1,265	1,082	66	408	251	31.9	1.38	0.89	1.34	0.81	
3	4,351	4,323	1,606	16,674	16,606	6,884	5,461	4,752	14,520	12,981	2,013	1,632	106	694	368	46.3	1.26	0.87	1.34	0.82	
4	5,350	5,259	2,311	17,351	17,217	7,534	5,100	4,572	13,195	12,041	1,865	1,628	105	637	338	34.9	0.95	0.76	1.33	0.83	
5	3,774	3,738	1,468	16,654	16,516	7,366	4,809	4,377	12,377	11,337	1,352	1,170	83	403	344	35.8	1.27	0.74	1.34	0.84	
6	3,328	3,287	1,271	15,938	15,832	7,176	4,996	4,511	12,598	11,584	1,267	1,074	88	416	304	38.1	1.50	0.79	1.42	0.84	
7	3,850	3,458	1,562	15,731	15,282	7,032	4,956	4,485	12,790	11,764	1,316	1,144	86	447	283	34.2	1.29	0.81	1.30	0.86	
8	3,177	3,072	1,212	14,967	14,554	6,632	4,320	3,889	12,188	11,196	1,086	943	85	363	258	34.2	1.36	0.81	1.34	0.85	
9	3,874	3,779	1,468	14,927	14,730	6,488	5,122	4,218	12,673	11,208	1,290	1,110	78	427	260	33.3	1.32	0.85	1.36	0.85	
10	3,686	3,642	1,397	14,955	14,807	6,504	5,414	4,811	12,987	11,597	1,322	1,085	75	432	305	35.9	1.47	0.87	1.33	0.85	
11	2,845	2,809	1,033	14,252	14,152	6,156	4,150	3,378	12,403	10,893	1,142	974	75	385	286	40.1	1.46	0.87	1.30	0.86	
12	2,751	2,684	1,081	13,243	13,122	5,812	4,367	3,605	12,201	10,521	1,056	813	60	343	288	38.4	1.59	0.92	1.35	0.87	
平成27年1月	4,211	4,092	1,547	14,078	13,874	6,043	5,747	5,143	12,745	11,336	1,095	865	66	398	261	26.0	1.36	0.91	1.27	0.83	
2	3,734	3,721	1,404	14,687	14,541	6,233	5,054	4,415	13,396	11,975	1,150	989	84	345	249	30.8	1.35	0.91	1.27	0.82	
増減比 (%)	前月	▲ 11.3	▲ 9.1	▲ 9.2	4.3	4.8	3.1	▲ 12.1	▲ 14.2	5.1	5.6	5.0	14.3	27.3	▲ 13.3	▲ 4.6	4.8 (ポイント)	▲ 0.01 (ポイント)	0.00 (ポイント)	0.00 (ポイント)	▲ 0.01 (ポイント)
	前年同月	▲ 5.9	▲ 5.7	▲ 2.2	▲ 6.5	▲ 6.6	▲ 4.2	▲ 7.4	▲ 10.6	▲ 4.3	▲ 4.9	▲ 9.1	▲ 8.6	27.3	▲ 15.4	▲ 0.8	▲ 1.1 (ポイント)	▲ 0.03 (ポイント)	0.02 (ポイント)	▲ 0.07 (ポイント)	0.01 (ポイント)
安定所別	高知	2,381	2,370	886	9,501	9,465	3,867	3,560	3,091	9,507	8,433	716	603	59	219	158	30.1	1.50	1.00	※	※
	須崎	274	272	109	1,063	1,061	506	345	333	1,101	1,045	92	87	4	21	22	33.6	1.26	1.04	※	※
	四万十	331	331	127	1,504	1,402	724	371	327	1,042	934	116	103	13	27	31	35.0	1.12	0.69	※	※
	安芸	193	193	77	770	767	382	237	220	571	538	81	70	1	30	11	42.0	1.23	0.74	※	※
	いの	555	555	205	1,849	1,846	754	541	444	1,175	1,025	145	126	7	48	27	26.1	0.97	0.64	※	※

(注) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。なお、求人倍率 (季節調整値) の平成26年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

産業別・規模別新規求人の状況

産 業		総 数				
		27年 2月	26年 2月	前年同月比(%)	パートタイム	
					27年 2月	26年 2月
A, B	農 業 , 林 業 , 漁 業 (01~04)	51	80	▲ 36.3	27	45
C	鉱 業 , 採 石 , 砂 利 採 取 業 (05)	0	3	▲ 100.0	0	0
D	建 設 業 (06~08)	342	389	▲ 12.1	15	18
	06 総 合 工 事 業	218	222	▲ 1.8	9	5
E	製 造 業 (09~32)	314	290	8.3	88	91
	09 食 料 品 製 造 業	94	96	▲ 2.1	47	55
	10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	3	7	▲ 57.1	1	1
	11 織 維 工 業	5	10	▲ 50.0	0	2
	12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	8	23	▲ 65.2	0	1
	13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1	0	0.0	0	0
	14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	23	19	21.1	0	8
	15 印 刷 ・ 同 関 連 業	12	6	100.0	1	0
	16 化 学 工 業	2	12	▲ 83.3	2	10
	17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	0	0	0.0	0	0
	18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	13	7	85.7	0	2
	19 ゴ ム 製 品 製 造 業	0	0	0.0	0	0
	21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	13	10	30.0	5	0
	22 鉄 鋼 業	4	7	▲ 42.9	0	0
	23 非 鉄 金 属 製 造 業	1	2	▲ 50.0	0	0
	24 金 属 製 品 製 造 業	19	5	280.0	2	0
	25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	17	18	▲ 5.6	0	2
	26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	41	27	51.9	3	3
	27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	2	2	0.0	0	0
	28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	14	9	55.6	13	4
	29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	5	0	0.0	2	0
	30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	0	0	0.0	0	0
	31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	16	20	▲ 20.0	7	1
	20, 32 そ の 他 の 製 造 業	21	10	110.0	5	2
F	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 (33~36)	4	6	▲ 33.3	0	0
G	情 報 通 信 業 (37~41)	34	43	▲ 20.9	12	16
	39 情 報 サ ー ビ ス 業	21	28	▲ 25.0	6	10
H	運 輸 業 , 郵 便 業 (42~49)	140	179	▲ 21.8	54	35
I	卸 売 業 , 小 売 業 (50~61)	1,148	1,226	▲ 6.4	801	866
	50~55 卸 売 業	170	184	▲ 7.6	68	68
	56~61 小 売 業	978	1,042	▲ 6.1	733	798
J	金 融 業 , 保 険 業 (62~67)	60	85	▲ 29.4	19	7
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業 (68~70)	43	46	▲ 6.5	16	15
L	学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 (71~74)	148	142	4.2	32	16
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業 (75~77)	300	477	▲ 37.1	189	320
	75 宿 泊 業	107	142	▲ 24.6	75	93
	76 飲 食 店	156	310	▲ 49.7	98	217
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業 (78~80)	220	234	▲ 6.0	106	93
O	教 育 , 学 習 支 援 業 (81, 82)	90	85	5.9	45	49
P	医 療 , 福 祉 (83~85)	1,058	1,311	▲ 19.3	348	416
	83 医 療 業	497	554	▲ 10.3	131	146
	85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	561	756	▲ 25.8	217	270
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業 (86, 87)	45	45	0.0	9	8
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の) (88~96)	471	341	38.1	123	112
S, T	公 務 , そ の 他 (97, 98, 99)	586	475	23.4	282	161
合 計		5,054	5,457	▲ 7.4	2,166	2,268
事業所規模別	29人以下	3,266	3,535	▲ 7.6	1,526	1,595
	30~99人	1,073	1,142	▲ 6.0	387	400
	100~299人	547	610	▲ 10.3	199	223
	300~499人	61	57	7.0	8	14
	500~999人	35	75	▲ 53.3	20	22
	1,000人以上	72	38	89.5	26	14

(注) 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

求人・求職・就職バランスシート(パートを含む常用)

27年2月

職業	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.82	11,975	14,541	6,269	8,259	989	396	593
管理的職業	1.23	38	31	25	6	3	1	2
専門的・技術的職業	1.49	2,551	1,708	508	1,199	160	36	124
建築・土木技術者等	3.81	385	101	85	16	7	5	2
医師、薬剤師等	5.54	155	28	5	23	3	0	3
保健師、助産師、看護師	1.68	824	491	22	469	53	5	48
社会福祉の専門的職業	1.23	477	389	80	308	42	11	31
事務的職業	0.30	1,072	3,631	645	2,985	175	31	144
一般事務員	0.22	750	3,339	522	2,816	130	20	110
会計事務員	0.63	89	142	43	99	15	1	14
販売の職業	2.20	2,623	1,190	537	653	85	33	52
サービスの職業	1.42	2,905	2,051	594	1,456	253	70	183
介護サービスの職業	1.14	978	860	237	623	95	22	73
保健医療サービス	1.76	225	128	25	103	43	9	34
生活衛生サービス	1.69	184	109	16	93	9	1	8
飲食物調理の職業	1.34	672	500	168	332	54	14	40
接客・給仕の職業	2.08	715	344	102	241	37	21	16
保安の職業	4.82	236	49	46	3	6	5	1
農林漁業の職業	0.73	143	196	146	50	35	24	11
生産工程の職業	1.00	886	885	652	232	86	55	31
金属材料製造等	1.32	171	130	127	3	13	13	0
製品製造・加工処理	1.33	522	392	209	183	55	28	27
機械組立の職業	0.41	65	159	139	20	6	3	3
機械整備・修理の職業	0.91	73	80	80	0	6	6	0
生産関連・生産類似	0.46	38	83	67	15	2	2	0
輸送・機械運転の職業	0.90	320	357	347	10	36	33	3
定置・建設機械運転	1.67	60	36	36	0	6	6	0
建設・採掘の職業	1.29	503	389	384	4	36	36	0
建設躯体工事の職業	5.20	78	15	15	0	3	3	0
建設の職業	1.23	87	71	68	3	10	10	0
電気工事の職業	0.93	75	81	81	0	4	4	0
土木の職業	1.18	263	222	220	1	19	19	0
運搬・清掃等の職業	0.19	698	3,770	2,221	1,543	114	72	42
運搬の職業	0.50	225	452	404	47	52	41	11
清掃の職業	0.61	250	409	185	223	28	10	18
その他の運搬等の職業	0.07	203	2,894	1,630	1,260	28	18	10
分類不能の職業	0.00	0	284	164	118	0	0	0

(注) 求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

(注) 平成24年4月から職業分類を改定。

正社員の職業紹介状況（パートタイムを除く常用）

項目 年度・月		正社員	正社員	正社員	正社員	常用	正社員	正社員
		新規求人数	有効求人数	就職件数	充足数	フルタイム 有効求職者数	有効求人 倍率	充足率
平成23年度		17,976	46,773	5,767	5,646	162,685	0.29	31.4
24		18,635	49,530	5,877	5,752	163,170	0.30	30.9
25		20,879	55,966	5,903	5,801	148,745	0.38	27.8
平成26年2月		1,903	5,229	505	517	11,591	0.45	27.2
3		1,627	5,130	590	576	12,362	0.41	35.4
4		1,895	4,900	571	563	12,724	0.39	29.7
5		1,894	4,790	497	490	12,067	0.40	25.9
6		1,612	4,758	487	476	11,509	0.41	29.5
7		2,049	4,941	505	491	11,257	0.44	24.0
8		1,552	4,647	437	419	10,653	0.44	27.0
9		1,841	4,896	504	499	10,722	0.46	27.1
10		1,988	4,940	476	480	10,671	0.46	24.1
11		1,363	4,606	434	426	10,203	0.45	31.3
12		1,566	4,481	404	393	9,502	0.47	25.1
平成27年1月		2,158	4,834	422	417	10,098	0.48	19.3
2		1,537	4,775	471	472	10,572	0.45	30.7
増減比 (%)	前月	▲ 28.8	▲ 1.2	11.6	13.2	4.7	▲ 0.03 (ポイント)	11.4 (ポイント)
	前年比	▲ 19.2	▲ 8.7	▲ 6.7	▲ 8.7	▲ 8.8	0.00 (ポイント)	3.5 (ポイント)
安定所別	高知	1,143	3,453	310	349	6,892	0.50	30.5
	須崎	117	409	40	30	759	0.54	25.6
	四万十	115	347	36	33	1,038	0.33	28.7
	安芸	48	165	22	13	540	0.31	27.1
	いの	114	401	63	47	1,343	0.30	41.2

(注) 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

充足率＝正社員充足数／正社員新規求人数×100

なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

パートタイムの状況

年度・月		項目	新規求職	新規求人数	月間有効	月間有効	就職件数	有効求人 倍率(実数) (B)／(A)
		申込件数		求職者数 (A)	求人数 (B)			
平成23年度			12,150	22,160	48,819	53,797	5,193	1.10
24			12,141	23,038	51,696	57,636	5,242	1.11
25			11,893	25,141	50,820	63,634	5,008	1.25
平成26年2月			914	2,268	4,000	5,576	328	1.39
3			1,079	2,167	4,262	5,942	536	1.39
4			1,441	2,109	4,512	5,510	565	1.22
5			996	1,910	4,468	5,152	411	1.15
6			829	2,380	4,341	5,435	400	1.25
7			807	1,845	4,036	5,360	388	1.33
8			813	1,767	3,912	5,080	300	1.30
9			1,013	2,035	4,022	5,010	383	1.25
10			989	2,234	4,152	5,154	400	1.24
11			733	1,822	3,967	5,075	335	1.28
12			676	1,668	3,638	4,931	350	1.36
平成27年1月			1,098	2,263	3,793	4,943	324	1.30
2			934	2,166	3,985	5,394	330	1.35
増減比 (%)	前月	▲ 14.9	▲ 4.3	5.1	9.1	1.9	0.05 (ポイント)	
	前年比	2.2	▲ 4.5	▲ 0.4	▲ 3.3	0.6	▲ 0.04 (ポイント)	
安定所別	高知	606	1,545	2,588	3,960	204	1.53	
	須崎	66	137	302	377	21	1.25	
	四万十	65	118	364	352	34	0.97	
	安芸	55	93	227	217	24	0.96	
	いの	142	273	504	488	47	0.97	

雇 用 保 険 の 状 況

項目 年度・月	適用 事業所 数	被保険 者 数 (A)	資 格 取得者 数	資 格 喪失者 数	う ち 事業主 都合 離職数	一 般			高 齢 受給者 数	特 例 受給者 数	基 本 受給率 B/(A+B) ×100 (%)	日 雇 受給者 実人員	
						受 給 決 定 件 数	基 本						
							初 回 受給者	受給者 実人員 (B)					
平成21年度	13,299	180,553	38,844	36,094	5,218	13,935	12,747	5,407	71	106	2.9	164	
22	13,537	184,920	42,416	38,315	4,054	12,556	10,996	4,318	65	86	2.3	170	
23	13,615	187,298	41,572	39,594	3,850	13,111	11,477	4,353	71	77	2.3	167	
24	13,615	187,596	40,900	40,764	3,905	12,883	11,224	4,333	85	80	2.3	155	
25	13,630	188,660	41,094	39,467	3,321	11,840	10,203	3,912	97	77	2.0	154	
平成26年2月	13,644	189,446	2,590	2,497	175	737	676	3,237	76	78	1.7	154	
3	13,672	188,417	2,761	3,795	224	797	638	3,179	84	8	1.7	154	
4	13,701	187,960	7,383	7,785	528	1,964	1,036	3,349	286	20	1.8	157	
5	13,706	190,356	5,428	2,997	400	968	1,194	3,781	167	60	1.9	149	
6	13,719	190,910	2,861	2,356	188	738	653	3,727	94	18	1.9	149	
7	13,738	190,426	2,953	3,423	205	826	842	3,804	104	54	2.0	150	
8	13,730	189,912	2,409	2,878	155	792	721	3,589	69	107	1.9	157	
9	13,618	190,212	3,129	2,816	157	826	628	3,481	85	90	1.8	152	
10	13,616	190,510	3,217	2,927	255	1,020	737	3,329	124	72	1.7	150	
11	13,609	190,995	2,783	2,268	243	693	646	3,142	54	33	1.6	149	
12	13,626	191,612	2,714	2,106	226	688	702	3,227	63	25	1.7	149	
平成27年1月	13,638	190,604	2,506	3,510	202	896	718	3,285	73	65	1.7	152	
2	13,654	190,666	2,381	2,326	261	682 (2)	666 (3)	3,168 (8)	93 (1)	92	1.6	154	
増減比 %	前 月	0.1	0.0	▲ 5.0	▲ 33.7	29.2	▲ 23.9	▲ 7.2	▲ 3.6	27.4	41.5	▲ 0.1	1.3
	前年同月	0.1	0.6	▲ 8.1	▲ 6.8	49.1	▲ 7.5	▲ 1.5	▲ 2.1	22.4	17.9	▲ 0.1	0.0
安 定 所 別	高 知	8,639	137,694	1,697	1,717	199	404	440	2,022	59	5	1.4	112
	須 崎	1,463	15,618	184	159	12	73	58	280	8	0	1.8	1
	四 万 十	1,632	15,700	218	210	27	84	62	376	11	86	2.3	0
	安 芸	858	8,405	119	101	18	50	45	225	7	1	2.6	0
	い の	1,062	13,249	163	139	5	69	58	257	7	0	1.9	41

(注) 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均。

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能のため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) () 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

応募者の基本的人権を尊重した 公正な採用選考をお願いします。

本人の適性・能力に関係のない、本籍・家族（職業、続柄、学歴、収入、資産等）などの本人に責任のない事項や本来自由であるべき思想信条にかかわる事項を、応募書類（エントリーシート含む）や面接などで把握していませんか。

これらを把握することは、就職差別につながる恐れがあり、企業の社会的責任ある活動という観点からも、企業の責任が厳しく問われることとなります。

事業主の皆様におかれましては、応募者の基本的人権尊重の立場から自社の採用選考方法をもう一度見直し、公正な採用選考システムを確立いただきますようお願いいたします。

－ 求人から採用までの12のチェック －

□ 募集にあたって

- 1 採用しようとする仕事に合う人なら、だれでも応募できる条件になっていますか。
(応募・採用の対象を男性のみ・女性のみとしたり、合理的な理由がなく年齢制限を設けていませんか。)
- 2 仕事をする上で関係のない事項－本人の適性・能力以外の事項（家族の職業・家庭状況など）を採用の条件にしてはいませんか。
- 3 応募書類として定められたもの（統一応募書類・JIS規格履歴書）以外に戸籍謄(抄)本・住民票の提出を求めていますか。

□ 面接にあたって

- 4 面接によって何を判断するのか、その基準や方法があらかじめ定められていますか。
- 5 面接にあたって、応募者の基本的人権を尊重するように十分配慮していますか。

□ 選考にあたって

- 6 選考は、応募者の仕事をするための適性・能力の見きわめを基礎に、テストや資料・面接での判断など、総合的に決めていますか。
- 7 家庭状況などの身元（家庭）調査を行っていませんか。
- 8 合理的・客観的に必要が認められない採用選考時の健康診断（病気の確認を含む）を実施していませんか。

□ 採否の決定にあたって

- 9 応募者の適性・能力を総合的に評価した公正な選考結果であったか再点検していますか。
- 10 不採用とする場合、その理由を明確にしていますか。

□ 採用後について

- 11 採用後は、書面により労働条件を明示していますか。
- 12 入社の際や入社後に、戸籍謄(抄)本・住民票などの提出を画一的に義務づけていませんか。

【お問い合わせ】高知労働局職業安定部職業対策課 088-885-6052 またはお近くのハローワークまで
ハローワーク高知 088-878-5329 ハローワーク香美 0887-53-4171
ハローワーク須崎 0889-42-2566 ハローワーク四万十 0880-34-1155
ハローワーク安芸 0887-34-2111 ハローワークいの 088-893-1225

改正次世代育成支援対策推進法が平成27年4月1日施行

日本全国広がる子育て支援企業

次のステップで子育て支援企業を目指しましょう

ステップ1 改正点:次世代育成支援対策推進法が平成27年3月31日まで延長

行動計画を作る



まず計画をつくりましょう

- 自社の現状や課題を調査する
- 従業員のニーズを把握する
- 計画期間、目標を決める
- 目標を達成するための対策とその実施時期を決定

(行動計画の例示)

平成27年3月15日

高知均等株式会社 一般事業主行動計画 (第1回)

労働者が仕事と子育てを両立させることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日までの2年間
2. 内容

目標:計画期間内に育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

〈対策〉

- 平成〇〇年〇月 妊娠、出産、育児等に関する産前産後休業や育児休業制度などの支援制度についての情報を収集し、資料を作成する。
- 平成〇〇年〇月 労働者に作成した資料を配布する。管理職を対象に、制度の理解及び利用の促進について説明を行う。
- 平成〇〇年〇月 各種制度について、社内報に掲載する(年〇回)。

ステップ2

一般に公表する



従業員に周知する

公表しましょう

- 「両立支援のひろば」への登録
⇒ <http://www.ryouritsu.jp/hiroba>

両立支援のひろば

検索

周知を図りましょう

- 自社のホームページへの掲載
- 日刊紙への掲載 等
- 社内掲示板への掲示や備え付け
- 従業員への配布
- 電子メールを利用して送付 等

ステップ3 改正点:届出様式の変更

「一般事業主行動計画策定・変更届」に必要な事項を記入する



届出の様式は？

高知労働局 雇用均等室で配布します。または、高知労働局のホームページからもダウンロードできます
http://kochiroudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/jisedaihou.html

ステップ4 高知労働局雇用均等室に届出

郵送や持参
により届出

- 一般事業主行動計画策定・変更届
- 策定した行動計画 (任意)

ステップ5 行動計画を実行する

ステップ6 改正点:くるみん認定基準の変更・プラチナくるみんの創設

行動計画終了後、くるみん認定申請をしましょう

子育て支援企業の誕生!



お問い合わせ

厚生労働省 高知労働局 雇用均等室 【所在地】高知市南金田1-39【電話】088-885-6041

高知弁護士会

高齢者・障害者支援センター「くるみ」

無料法律相談

2015年
4月1日
から

電話で
ちょっと聞いて
みたい方は

ひまわりあんしん事業

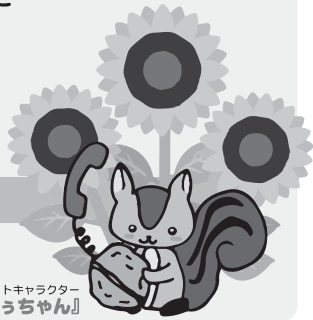
1回
20分程度
1年間に5回まで

ひまわりあんしん事業とは？

- 高齢者(65歳以上)や障害者の方の法律問題について、弁護士に電話で相談できます。
- 財産管理・成年後見、消費者被害、遺言・相続、離婚、借金、介護、虐待など、なんでも相談できます。
- ご本人やそのご家族、支援者など、どなたでもご利用できます。

相談方法

下記くるみの電話番号までお電話ください。
くるみの弁護士から、2営業日以内にお電話します。



くるみマスコットキャラクター
『くうちゃん』

弁護士と会って
相談したい方は

後見・相続・遺言 無料法律相談

予約制
1回30分
1年間に3回まで

相談内容

- 弁護士と面談して相談できます。
- 成年後見、相続、遺言に関することならなんでも相談できます。
- どなたでもご利用できます。

相談場所

高知弁護士会館(高知市越前町1丁目5番7号)

相談日時

毎週月曜日・水曜日(年末年始・祝日を除く)9:30~11:30

予約方法

下記くるみの電話番号までお電話ください。



お申込み・
お問い合わせ

TEL088-822-4852

受付時間平日9:00~16:30
(12:00~13:00を除く)

まで、お気軽にお電話ください。

「くるみ」は、高齢者・障害者の方々の法律問題に取り組んでいます。

相談者の個人情報については、相談の実施、統計及び研修を目的とするほかは利用いたしません。(統計及び研修を目的とする場合は、個人を特定できない形に加工して利用いたします。)

高知弁護士会高齢者・障害者支援センター「くるみ」

〒780-0928 高知市越前町1丁目5番7号 高知弁護士会

(事業主の方へ)

平成27年5月1日から

「特定求職者雇用開発助成金」の支給要件を変更する予定です

「特定求職者雇用開発助成金」(特定就職困難者雇用開発助成金、高齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金)は、平成27年5月1日から、下記のように助成額や支給要件の一部を変更する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

助成額の変更 (中小企業事業主)

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

リーマンショック後の雇用情勢の悪化によって、引き上げていた中小企業事業主に対する助成額を当初の額に戻します。また、障害者については、助成対象期間を延長します。

※ 中小企業以外の事業主に対する助成金の額や助成対象期間は変更ありません。

◆特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額 ^{※1}	助成対象期間 ^{※2}
短時間労働者以外	高齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
	身体・知的障害者	135(50)万円	1年6か月 (1年)	120(50)万円	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	2年 (1年6か月)	240(100)万円	3年 (1年6か月)
短時間労働者 ^{※3}	高齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)
	障害者	90(30)万円	1年6か月 (1年)	80(30)万円	2年(1年)

◆高齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

対象労働者	現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額 ^{※1}	助成対象期間 ^{※2}
短時間労働者以外	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
短時間労働者 ^{※3}	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)

注：()内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

※1,2 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期～第6期)といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

助成対象外となる基準の追加

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

従来から、ハローワークなどの紹介以前に、事業所と対象労働者との間で雇用の予約がある場合には助成対象外としていましたが、助成対象外の基準を追加します。

<新たに助成対象外となる基準>

① 代表者などの3親等以内の親族の雇入れ

雇入れた対象労働者が事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族と姻族）である場合には助成対象外となります。

② 雇入れ前の3か月を超える実習などの実施

対象労働者を雇入れた事業所と同一事業所で、雇入れ日以前の3年間に、**通算して3か月を超える職業訓練や実習など※**を行った場合には助成対象外となります。

また、対象労働者を雇入れた事業所の関連会社で、雇入れ日以前の1年間に、通算して3か月を超える職業訓練や実習などを行った場合にも助成対象外となります。

※ 職場体験、職場実習、就労継続支援事業B型など

注：これらの基準に該当しない場合であっても、明らかに職業紹介の前から対象労働者の採用が決定していると判断できる場合には**助成対象外**となります。

支給額の算定方法

平成27年5月1日以降、初回申請※する場合

※ 初回申請とは平成27年5月1日以降に第1期支給対象期の申請を行うなど、対象労働者について初めて支給申請を行うことをいいます。

① 実労働時間に応じた支給額の算定

対象労働者の実労働時間が、雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合には、

◆ 支給対象期6か月間の平均実労働時間※¹が最低基準※²以上の場合、助成額満額を支給します。

◆ 支給対象期6か月間の平均実労働時間が最低基準に満たない場合は、月ごとの平均実労働時間により助成額を月ごとに算定して支給します。

※¹ 6か月間に実際に働いた時間を1週間で平均したもの。有給休暇は労働時間を含みます。

※² 対象労働者区分が「短時間労働者以外」の場合は24時間（30時間の8割）、
「短時間労働者」の場合は16時間（20時間の8割）

② 支給額の算定に必要な賃金額

支給額の算定に必要な賃金額は、従来は支給対象期に支払いのあった賃金額の総額としてきましたが、今後は、**対象労働者が支給対象期に労働した分として支払われた賃金の額**とします。

◆ 申請に当たっては、対象労働者が支給対象期に労働した分として支払われた賃金に関する賃金台帳などを提出してください。

◆ 支給申請期間までに支払った支給対象期の賃金額が助成額に満たない場合で、支給申請期間以降に支給対象期の労働についての賃金の支払いがある場合は、該当の賃金台帳などを後日提出することにより、支給額が変更になる場合があります。

詳しくは、高知労働局労働局・お近くのハローワークにお問い合わせください。

用語の説明

- 一 般＝「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。
- 常 用＝雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
- パートタイム＝「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。
 なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇的パートタイム」に分けられる。
- 新規求職申込件数＝期間中に自安定所で新たに受付けた求職申し込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数＝「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 就 職 件 数＝自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。
- ⑨受給者の就職件数＝受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- 求 人 倍 率＝求職者1人当たり、求人がどれだけあるかをみるもので、次の式で計算される。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \quad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$
- 新 規 求 人 数＝期間中に新たに受けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数＝「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 受 給 者 実 人 員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。
- 季 節 調 整 値＝1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。
 （労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法Ⅱ（X-12）を使用している。）

高知労働局職業安定部のご案内

〒780-8548 高知市南金田1-39

職業安定課	電話 (088) 885-6051	FAX (088) 885-6064
職業対策課	電話 (088) 885-6052	FAX (088) 885-6065
地方訓練受講者支援室	電話 (088) 888-6600	FAX (088) 885-6065

ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

- ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6
 電話 (088) 878-5320 FAX (088) 878-5341
- 附属機関 〒780-0822 高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F
 ハローワークジョブセンターはりまや
 職業紹介コーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 キャリアアップコーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 就職支援コーナー 電話 (088) 885-5835 FAX (088) 885-5836
 U・Iターン相談コーナー 電話 (088) 882-0845
- 附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F
 高知新卒応援ハローワーク（若者相談コーナー）
 電話 (088) 802-2076 FAX (088) 802-2072
- 香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10
 電話 (0887) 53-4171 FAX (0887) 53-2291
- ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3
 電話 (0889) 42-2566 FAX (0889) 42-2569
- ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12
 電話 (0880) 34-1155 FAX (0880) 34-4996
- ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4
 電話 (0887) 34-2111 FAX (0887) 35-3474
- ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1
 電話 (088) 893-1225 FAX (088) 893-1226